

【用語解説】

- 1 **一般会計**
地方公共団体の行政運営の基本的な経費を網羅して計上した会計をいいます。
- 2 **特別会計**
法律又は条例の定めにより、特定の事業を行うため及び特定の歳入をもって特定の歳出に充てるための会計をいい、本県では証紙特別会計等15会計を設置しています。
- 3 **企業会計**
地方公営企業法の全部又は一部の適用を受けて地方公共団体の行政の一つとして経営する事業の会計をいい、本県では病院事業会計等5会計を設置しています。
- 4 **一般財源・特定財源**
財源の使途が特定されず、どのような経費にも使用することができる財源（県税、地方譲与税、地方交付税等）を一般財源といい、財源の使途が特定されているもの（国庫支出金、分担金等）を特定財源といいます。
- 5 **義務的経費**
人件費、扶助費、公債費など、その支出が義務付けられている経費をいいます。
- 6 **投資的経費**
道路、学校、公共用施設等の建設や災害復旧事業など、資本を形成する経費をいいます。
- 7 **地方債（県債）**
地方公共団体（県）が歳出の財源とするために借り入れる資金で、その返済が複数年度におたるものをいいます。地方公共団体の歳出は原則として地方債以外の歳入を財源としますが、災害対策など臨時突発的な支出がある場合、また公共施設の建設など事業の効果が後年度の住民にも及ぶ場合、地方債を発行して資金を調達することができます。
- 8 **公債費比率**
地方公共団体（県）は、地方債（県債）を借り入れた際、定められた条件にしたがって、毎年度元金の償還及び利子の支払いが必要となりますが、これに要する経費の総額を公債費といい、この公債費の一般財源に占める割合のことを公債費比率といいます。
地方債（県債）は、ある程度活用すべきことは当然ですが、後年度の財政負担となるため、その限度をどこに求めるかが常に問題となります。この比率の高い地方公共団体については、公債費の増加に歯止めをかけ、財政構造の健全性を確保する必要があります。
- 9 **起債制限比率**
公債費が多額で財政を圧迫していると判断された場合、地方債（県債）の許可制限がとられることとなります。これは国の「地方債許可方針」に規定されており、この許可制限に係る指標を起債制限比率といいます。
この比率が20%を超えた場合は、地方債の一部が許可されないこととなり、30%を超えた場合は、さらに許可制限が拡大することになります。
- 10 **減債基金**
地方債（県債）の償還のため設けられる基金です。償還財源を確保し計画的に償還することによって、年度間の資金負担の平準化を図ることを目的としたものです。
- 11 **財政調整基金**
年度間の財源の不均衡を調整するために積み立てられる基金です。地方公共団体の財政は、単に単年度の収支の均衡がとれればそれで足りるということではなく、後年度の財政への影響についての配慮を行い、いわば長期的な観点にたった財政運営が求められます。
このため、ある年度に余裕財源が生じた場合には、当該基金の積立を含む年度間の財政調整のための措置を講じることとしています。

- 12 **地域振興事業基金**
県内各地域の振興を図るため、公共施設等の整備事業、その他県が実施する特に重要な事業の資金に充てるための基金です。

- ・実施主体 県内全市
- ・事業内容 手話通訳者設置、声・点字広報発行、自動車運転免許取得助成等
- ・補助率 国1/3、県1/3

4,302

- (c) 障害者就業・生活支援センター事業
 障害者に対し、就業面と生活面での支援を行います。
 ・委託先 (福)六郷町社会福祉協議会

(ウ) 共に生きるバリアフリー社会づくり

- (a) ⑩車いす用トイレ案内板設置事業
 車いす利用者の外出を支援するため、車いす利用者用トイレのある施設に「車いす利用者用トイレあります」案内板を設置します。
 ・設置箇所数 40箇所

3,000

- (b) ⑪県有建築物バリアフリー診断事業 (緊急雇用創出特別基金事業)
 県民の利用の多い県有施設についてバリアフリー診断を行います。
 ・対象施設 約80施設

7,208

- (c) ⑫ケアサポート住宅(仮称)普及事業
 将来の介護に配慮したケアサポート住宅の普及を図るため、その指針を作成します。
 ・事業内容 建設基準作成、検討委員会開催(NPO、介護事業者、ヘルパー、ケアマネージャー、理学療法士等)

3,178

- (d) 住宅建設資金貸付事業
 県産材の利用やバリアフリー等に配慮した良質住宅の建設を促進するとともに、Aターン者の県内定住化を支援します。
 ・新規融資枠 479百万円
 ・利率 1.95%~2.1% (10年経過後 3.0%)
 ・償還期間 25年以内
 ○ほっと安心あきた住宅資金
 ①「標準型」
 ・戸数 20戸
 ・限度額 500万円 (高齢者等同居の場合 200万円追加)
 ②「優良木造型」
 ・戸数 20戸
 ・限度額 700万円 (高齢者等同居の場合 200万円追加)
 ③「秋田杉利用優良木造型」
 ・戸数 60戸
 ・限度額 1,000万円
 ④「Aターン型」
 ・戸数 10戸

6,768,431

- ・実施主体 県内全市
- ・事業内容 手話通訳者設置、声・点字広報発行、自動車運転免許取得助成等
- ・補助率 国1/3、県1/3

4,302

- (c) 障害者就業・生活支援センター事業
 障害者に対し、就業面と生活面での支援を行います。
 ・委託先 (福)六郷町社会福祉協議会

(ウ) 共に生きるバリアフリー社会づくり

- (a) ⑩車いす用トイレ案内板設置事業
 車いす利用者の外出を支援するため、車いす利用者用トイレのある施設に「車いす利用者用トイレあります」案内板を設置します。
 ・設置箇所数 40箇所

3,000

- (b) ⑪県有建築物バリアフリー診断事業 (緊急雇用創出特別基金事業)
 県民の利用の多い県有施設についてバリアフリー診断を行います。
 ・対象施設 約80施設

7,208

- (c) ⑫ケアサポート住宅(仮称)普及事業
 将来の介護に配慮したケアサポート住宅の普及を図るため、その指針を作成します。
 ・事業内容 建設基準作成、検討委員会開催(NPO、介護事業者、ヘルパー、ケアマネージャー、理学療法士等)

3,178

- (d) 住宅建設資金貸付事業
 県産材の利用やバリアフリー等に配慮した良質住宅の建設を促進するとともに、Aターン者の県内定住化を支援します。
 ・新規融資枠 479百万円
 ・利率 1.95%~2.1% (10年経過後 3.0%)
 ・償還期間 25年以内
 ○ほっと安心あきた住宅資金
 ①「標準型」
 ・戸数 20戸
 ・限度額 500万円 (高齢者等同居の場合 200万円追加)
 ②「優良木造型」
 ・戸数 20戸
 ・限度額 700万円 (高齢者等同居の場合 200万円追加)
 ③「秋田杉利用優良木造型」
 ・戸数 60戸
 ・限度額 1,000万円
 ④「Aターン型」
 ・戸数 10戸

6,768,431

(五) いつでもどこでも受けられる医療体制づくり

(a) 厚生連病院施設整備助成事業 1,008,237

雄勝中央病院の移転に伴う施設整備に対し助成し、国庫補助と併せ、地域医療の充実を図ります。

・補助内容

①厚生連病院施設整備事業費補助金 991,360

・補助率 (総事業費—国庫補助対象額等)×30%

②広域的医療機能等施設整備事業費補助金 16,877

・補助率 地域療育拠点施設(障害歯科) 整備事業費×10/10

・建設期間 平成15年8月～17年6月

・総事業費 約72億円、補助金総額 約26億円

・病床数 380床

・補助先 秋田県厚生農業協同組合連合会

(b) 医療施設等施設整備費助成事業 889,047

地域医療の確保・充実を図るため、公的医療機関等の施設整備に対し助成します。

①へき地診療所施設整備

・補助先 西木村(西明寺診療所)

・補助率 国1/2

②がん診療施設整備、医学的リハビリテーション施設整備、不足病床地区病院施設整備、共同利用施設整備、医療施設近代化施設整備

・補助先 秋田県厚生農業協同組合連合会(雄勝中央病院)

・補助率 国1/3、県1/6

③病院群輪番制病院施設整備、小児医療施設整備、院内感染対策施設整備、地域災害医療センター施設整備

・補助先 秋田県厚生農業協同組合連合会(雄勝中央病院)

・補助率 国1/3、県1/3

(c) 医療施設等設備整備費助成事業 86,982

地域医療の充実を図るため、公的医療機関等の医療機器等の設備整備に対し助成します。

①へき地医療拠点病院設備整備

・補助先 秋田県厚生農業協同組合連合会(鹿角組合総合病院)

・補助率 国1/2、県1/2

②へき地診療所設備整備

・補助先 西木村(高明寺診療所)

・補助率 国1/2

③がん診療施設設備整備

・補助先 秋田県厚生農業協同組合連合会(山本組合総合病院)

秋田県厚生農業協同組合連合会(平鹿総合病院)

21

羽後町(町立羽後病院)

・補助率 国1/3、県1/6

①共同利用施設設備整備

・補助先 秋田県厚生農業協同組合連合会(由利組合総合病院)

・補助率 国1/3、県1/6

②人工腎臓不足地域設備整備

・補助先 秋田県厚生農業協同組合連合会(湖東総合病院)

・補助率 国1/3、県1/6

③地域災害医療センター設備整備

・補助先 秋田県厚生農業協同組合連合会(仙北組合総合病院)

・補助率 国1/3、県1/3

(d) ④難病相談・支援センター設置・運営事業 6,401

専門家を配置した難病相談・支援センターを設置し、難病患者・家族等に対する相談、患者会の交流促進、就労支援等きめ細かな支援を行います。

・設置場所 秋田県社会福祉会館内

・設置時期 平成16年10月予定

(e) ⑤救急救命士病院実習受入促進事業 1,544

救急救命士が気管挿管等の救急救命処置の実習を行う病院に対し実習経費の一部を助成します。

・対象者 各消防本部の救急救命士

・実施主体 大館市立病院(予定)

(f) ⑥メイヨー秋田医療連携推進事業 9,993

ミネソタ州メイヨークリニックから医師を招聘し、講演、症例検討会等を実施します。

(g) 老人医療給付費負担金 8,041,974

老人保健法に基づき市町村が行う医療給付に要する費用の一部を負担します。

・県の負担率 38/600 (H16年10月以降：42/600)

(h) 保険基礎安定等負担金 1,209,834

市町村の国民健康保険財政の安定を図るため、低所得者に対する保険料軽減分を補てんとするとともに、保険料軽減被保険者数に応じた支援を行います。

(オ) 身近で気軽に利用できる福祉サービスの提供

(a) 地域福祉増進事業 49,671

地域における福祉・保健の増進を図るため、民間団体が自主的に行う在宅福祉の向上や健康づくり等の活動を支援します。

・事業内容 ソンパターの育成・確保、福祉ボランティア活動への支援等

22

- (h) コンビニ型保健福祉サービス事業
高齢者や障害者、子育て中の人などが健康でいきいきと安心して生活することができるよう、既存の公共施設や社会福祉施設、空き店舗などを活用し、身近なところで世代間交流や日常の各種サービス等が受けられる体制を整備する市町村の事業に対し助成します。
＜ハード事業＞
①コンビニ型保健福祉サービス事業
・事業内容 コンビニ型保健福祉サービス提供施設の整備(改修)
・補助率 県1/2
・補助基準額 施設1箇所当たり上限200万円
②子育て支援のための拠点施設整備事業 (再掲27頁)
＜ソフト事業＞
③介護予防・地域支え合い事業 (再掲24頁)
④放課後児童健全育成事業 (再掲27頁)
⑤みんなで育むあつたか子育て支援事業 (再掲28頁)
- (c) ⑩地域住民の支え合い活動促進事業
共に支え合う地域社会づくりを促進するため、市町村が福祉団体や住民と協働で取り組む事業を支援します。
・実施主体 市町村
・事業内容 ボランティア活動登録・幹事シナムの整備
福祉コミュニケーションづくりに係る調査研究活動
ボランティア相談活動やボランティアコーディネーター派遣等
・補助率 県1/2(補助基準額 400千円/1メニユール)
- (d) 施設養老施設レベルアップ事業
老人福祉施設の整備に対し助成します。
・特別養護老人ホーム
新設 湯沢市、(福)小坂ふくし会(小坂町)、(福)柏仁会(西仙北町)、
(福)ウオームハート(西仙北町)
・養護老人ホーム
改築 能代市
・短期入所生活介護施設(ショートステイ)
新設 (福)小坂ふくし会(小坂町)、(福)柏仁会(西仙北町)、
(福)ウオームハート(西仙北町)
・老人デイサービスセンター
新設 湯沢市、(福)柏仁会(西仙北町)、(福)ウオームハート(西仙北町)
設備 (福)県南ふくし会(角館町)、雄勝町福祉会(雄勝町)
・ケアハウス
新設 湯沢市
・生活支援ハウス
新設 (福)小坂ふくし会(小坂町)、大森町
・補助率 国1/2、県1/4
(居室等のユニット化の実施、大部屋の解消、地域交流スペースの設置に対しては県単独

23

で別途加算措置)

- (e) 介護給付費負担金
介護保険法に基づき、介護保険の給付に要する費用の12.5%を負担します。
・負担割合 国25%、県12.5%、市町村12.5%
- (f) 介護予防・地域支え合い事業
市町村が行う介護予防や生活支援のための取組み、家族による介護を支援します。
①介護予防・地域支え合い事業
要支援高齢者の介護予防・生活支援のための取組みに対し助成します。
・実施主体 市町村
・実施内容 外出支援サービス事業、軽度生活援助事業、転倒予防教室、高齢者筋力向上トレーニング事業、高齢者実態把握事業、食の自立支援事業、介護用品の支給、家族介護者交流事業、生活管理指導員派遣事業、緊急通報体制等整備事業等
・補助率 国1/2、県1/4
②介護予防指導者養成事業
介護予防に専門性を有する指導者を養成するため、研修会等を実施します。
・実施主体 県
・実施内容 介護予防教室の状況把握
介護予防教室推進委員会の設置
介護予防指導者養成研修会の開催
・補助率 国1/2
- (g) 老人保健施設等整備助成事業
在宅生活が困難な高齢者を対象とした介護や機能訓練等に必要施設・設備の整備に対し助成します。
①施設整備
・痴呆性高齢者グループホーム フォミリー西目(西目町)
②設備整備
・介護老人保健施設 照隅苑(羽後町)
- (h) ⑪グループホーム外部評価機関立ち上げ支援事業
平成17年度から義務化される痴呆性高齢者グループホームに対する外部評価制度を円滑、適正に実施するため、外部評価機関の立ち上げを支援します。
・事業内容 外部評価機関立ち上げ支援委員会の設置
グループホーム外部評価員研修
外部評価手引き書の作成
- (i) ⑫介護サービスの第三者評価モデル事業
介護サービス事業者に対する客観的な評価情報を利用者に提供する第三者評価の導入に向け、モデル評価を実施します。
・事業内容 評価調査員研修への派遣

24

モデル評価の実施・検証

(j) 養護学校児童生徒放課後生活支援事業
養護学校在学中の児童生徒で、保護者が昼間家庭にいない者に対し、養護学校校舎等を利用して放課後や長期休業中の生活を支援します。

- ・実施箇所 継続 比内(みづの分校)、能代、栗田、ゆり、大曲、横手、
稲川養護学校
- 新規 秋田、比内養護学校、天王みどり学園
- ・実施日 月～金 授業終了後～6時
- 長期休み 午前8時30分～午後6時

30, 527

(k) ⑩精神障害者自立支援事業

精神病院に入院している精神障害者のうち、病状が安定しており、受入条件が整えば退院可能な者に対し、活動の場を与え、退院訓練を行うことにより精神障害者の社会的自立を促進します。

- ・委託先 精神障害者地域生活支援センター
- ・事業内容 自立促進支援協議会の開催
自立支援員等による自立訓練

3, 465

イ 子育てに夢を持てる社会づくり

(ア) 結婚や子育てに夢を持てる意識の啓発

(a) ⑩「秋田わか杉子どもプラン」策定事業
次世代育成支援対策推進法に基づく県の行動計画を策定するとともに、市町村の計画策定を支援します。

2, 069

(b) ⑩子育てしやすい職場づくり応援事業 (緊急雇用創出特別基金事業)
県内中小企業の子育て支援への取組みを強化するため、事業主行動計画の策定を促進します。

5, 769

- ・事業内容 事業主行動計画策定に関するアンケート調査
ヒアリング(訪問) 調査によるPRと動機づけ
- ・対象事業所 従業員300人以下の事業所

(c) ⑩子育て支援・男女共同参画推進キャンペーン事業
男女が共に家事・育児に参画し、子育ての楽しさと大切さを共有できる社会の実現のためキャンペーンを展開します。

1, 993

- ・事業内容 県民からの企画・作品募集による啓発

(d) 子育て支援啓発事業

結婚や子育てに夢を持てる社会を築き、企業や地域を含めた社会全体で子育て環境の整備

13, 510

25

を図るための県民運動を展開します。

- ・事業内容 県民会議の開催、地域振興局単位での子育て応援部会の開催、
子育て応援フェスティバルの開催、子育て情報誌の配布等

(イ) 地域社会の子育てサポート体制の充実

(a) すこやか子育て支援事業

子育てにかかると経済的負担の軽減を図るため、第1子ゼロ歳児及び第3子以降の乳幼児の保育料等を助成します。

928, 100

- ・交付先 市町村
- ・補助率 県1/2

(b) すこやか奨学金貸与事業

子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、奨学金を貸与します。

794, 809

- ・運営主体 (財)秋田県育英会
- ・貸与者 第3子以降の大学・短大進学者
- ・貸与者枠 500人
- ・貸与条件 月額3～6万円、無利子
- ・償還期間 貸与期間の3倍以内(据置期間 6ヶ月)
- ・償還免除 県内に居住した期間について償還額の1/2を免除

(c) 地域子育て支援センター助成事業

子育てで家庭の育児不安などについて相談指導を行う地域子育て支援センター事業に対し助成します。

125, 484

- ・実施主体 市町村
- ・実施箇所 従来型 能代市ほか13市町村
小規模型 本荘市ほか28市町村
- ・補助率 県1/3、県1/3

(d) ⑩子育て相談電話事業

乳幼児養育に関する夜間の電話相談体制を整備します。

1, 322

- ・委託先 秋田赤十字乳児院
- ・相談時間 17時～23時(休祭日含む)

(e) 乳幼児医療費助成事業

家庭における子育ての充実と経済的負担の軽減を図るため、乳幼児医療費の自己負担に対し助成します。

898, 591

- ・負担割合 県1/2、市町村1/2
- ・対象 未就学児

(f) 母体健康増進支援事業

妊婦の健康保持・増進と経済的負担の軽減を図るため、市町村が実施する妊婦健診に対し

101, 428

26